

三豊市農業委員会 2月定例総会議事録

令和4年2月21日午後1時30分より、三豊市農業委員会2月定例総会を三豊市危機管理センター301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 24名（農業委員24名）
欠席者 0名

【農業委員】

(出席○・欠席ー)

1番	堀江 博	○	2番	細川 耕助	○	3番	岡根 譲	○
4番	松岡 史郎	○	5番	黒木 昭則	○	6番	石井 徳和	○
7番	貞廣 駿	○	8番	石井 宏昭	○	9番	橋川 義信	○
10番	白川 智樹	○	11番	大西 弘	○	12番	片山 雅夫	○
13番	新延 健	○	14番	田所 上奉	○	15番	三好 康芳	○
16番	田井 三代子	○	17番	金子 芳巳	○	18番	石原 剛	○
19番	西山 正一	○	20番	大崎 正義	○	21番	森 尚行	○
22番	宮崎 和代	○	23番	正田 茂義	○	24番	吉田 由紀	○

2. 署名委員

7番 貞廣 駿
24番 吉田 由紀

3. 事務局の出席者

事務局長 片桐 伸尚
事務局次長 岡崎 英司
主任 菅原 雅慶

4. 書記

会計年度任用職員 小川 春子

5. 議題

- 議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
- 議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について (報告)
- 議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
- 議案第 6号 非農地証明願いの件について
- 議案第 7号 農用地利用集積計画の件について
- その他の件について

6. 開会 【午後 1時30分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会2月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会長 皆様こんにちは。お忙しい中のご出席、ありがとうございます。今年の冬は寒さが厳しい年となっています。コロナについても、本市においてクラスターが発生するなど、本当に身近な問題となってきています。ワクチン接種3回目を早めにすまし、対策するしかないと考えます。皆さまも十分気を付けて感染されない様に、願います。本日の議案はそんなに多くはありませんが、皆様のご協力でスムーズに会を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。ご出席ありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。ただいまの出席農業委員は24名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。本日は、「感染拡大防止対策期」であることを受け、引き続き定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。

議長 ただ今から、三豊市農業委員会2月定例総会を開会いたします。最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号7番 貞廣 駿 委員、議席番号24番 吉田 由紀 委員のご両名をお願いいたします。本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号8号を朗読 〕

以上8件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号8号の8件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。5ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号から番号6号を朗読 〕

以上6件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

議長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。

一同 〔 なしの声あり 〕

議長 ないようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」の番号1号から番号6号の6件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませていただきます。7ページを開いてください。議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号17号を朗読 〕

以上17件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしく願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

6番 番号1号について説明します。譲受人はこの土地を50年以上耕作して、今回、譲渡人から売買の依頼があり成立いたしました。引き続き耕作するという事で、問題ないと思っております。ご審議よろしく願いいたします。

9番 番号2号について説明します。譲渡人は県外で、現在は他の方が耕作しています。譲渡人は耕作の意思がないので、今回、譲受人に依頼したところ契約が成立しました。周辺地域にも問題はございません。ご審議よろしく願いいたします。

- 番号3号について説明します。譲渡人は高齢で耕作を続けるのが困難なことから、譲受人に売買を依頼したところ成立しました。野菜をつくる予定です。周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願います。
- 11番 番号5号について説明します。譲渡人は高齢で、現在耕作するのが難しい状況にあります。譲受人がオリーブを植えるということで、契約が成立しました。ご審議よろしく願います。番号6号について説明します。譲渡人は高齢で、買い手を探していました。譲受人は規模拡大するということで、売買が成立しました。周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願います。番号7号について説明します。番号5号と同様に、譲受人がオリーブを植えたいとのことで、売買が成立しました。周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願います。
- 13番 番号8号について説明します。譲受人は、ミカンを植樹する農地を探していて、譲渡人は高齢で耕作が不十分なため、今回売買が成立しました。周辺農地にも影響はありません。ご審議よろしく願います。
- 14番 番号9号について説明します。譲受人は、農業がやりたいということで農地を探していました。譲受人は、レモンを植えるといったことで、契約が成立しました。何の問題もありません。ご審議よろしく願います。番号10号について説明します。譲渡人は県外で、農地を買ってくれる人を探していました。譲受人と話しが出来、契約にいたりました。周辺農地にも問題はありません。ご審議よろしく願います。番号11号について説明します。譲受人はブドウを植える予定です。熱心に農業を進めています。特に問題はありません。ご審議よろしく願います。番号12号について説明します。譲受人は農業が熱心で農地を求めていました。田は水稲で、畑はブドウを植える予定です。周辺農地にも問題はあります。ご審議よろしく願います。
- 15番 番号13号、番号14号について説明します。譲渡人双方は、農地の管理に困っていました。譲受人はブロッコリーを栽培する予定です。問題ないと思われます。ご審議よろしく願います。
- 20番 番号15号について説明します。高齢で農作業が困難となり今回、売買が成立しました。ミカンを植える予定です。農地の管理もきちんとしており、何の問題もありません。ご審議よろしく願います。
- 1番 番号16号について説明します。譲受人は高齢で、農地の管理に苦慮していました。譲受人は、経営規模拡大するということで、問題ないと思われます。ご審議よろしく願います。番号17号について説明します。譲受人は、現在の農地の管理で困っていました。譲受人は、経営規模拡大をして農業を進める予定です。周辺農地にも問題はあります。ご審議よろしく願います。

- 議長 以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。
- 一同 [なしの声あり]
- 議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号17号について、お諮りいたします。ご異議ありませんか。
- 一同 [異議なしの声あり]
- 議長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号17号の17件につきましては、許可することと決定します。次に進ませていただきます。13ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。
- [議案第4号 番号1号から番号5号を朗読]
- なお、農地区分につきましては、全て第2種農地であります。以上5件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われまますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。
- 議長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
- 2番 番号2号について説明いたします。申請人は、太陽光発電施設の再申請です。農地の管理も十分に行われていて、特に問題はあります。ご審議よろしく願います。
- 14番 番号3号について説明いたします。申請人は農業法人で、今回、農業用倉庫が必要となり、転用の申請をしました。水利組合や周辺農地にも許可を得ていますので、何の問題もないと思われまます。ご審議よろしく願います。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。
- 一同 [なしの声あり]
- 議長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号5号の5件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。15ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。なお、議案の中に、議事参与の制限に該当する案件が1件あります。最初に、議事参与の案件を審議します。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議事参与案件1件を、説明をさせていただきます。

[議案第5号 番号17を朗読]

農地区分につきましては、第2種農地に該当します。営農条件および市街化の状況から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合しているため、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員からの説明はありませんので、これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」のうち、議事参与案件1件についてお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議事参与案件1件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」で議事参与案件以外を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議事参与案件以外を、説明をさせていただきます。

[議案第5号 議事参与案件以外を朗読]

農地区分につきましては、3件は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、1件目につきましては、「既存の施設の拡張で拡張面積が既存面積の2分の1を超えないもの」に該当し不許可の例外に該当します。2件目につきましては、「住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域におい

て居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもの」であり、不許可の例外を適用できます。また3件目は第1種農地の面積が申請事業の土地の全面積の3分の1を超えないため、不許可の例外に該当しております。また、JRみの駅から300m以内に位置する第3種農地が1件あります。その他は第2種農地に該当します。以上18件につきましては、営農条件および市街化の状況から判断する立地基準、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合しているため、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。

7 番 番号3号について説明いたします。借人は、資材置場や駐車場が必要で、探していたところ、貸人と合意が出来、契約にいたりました。特に問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いたします。

3 番 番号7号について説明いたします。借人は、車両置場や作業場を探していました。貸人は農地の管理が十分に出来ないということで、借人と話が合意し契約にいたりました。水利組合や周辺農地にも許可を得ていますので、何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。

12 番 番号9号について説明いたします。貸人と借人は親族です。借人が駐車場を探していたので、今回の転用申請にいたりました。特に問題はありません。ご審議よろしくお願いたします。

13 番 番号11号について説明いたします。譲受人は、事務所と倉庫が必要となり探していたところ、譲渡人が売っても良いということになりました。転用して事業拡大する予定です。水利組合や周辺農地にも許可を得ていますので、何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。

16 番 番号12号について説明いたします。譲受人は野立て看板用地が必要となり探していたところ、譲渡人が了承してくれた事により合意にいたりました。特に問題はありません。ご審議よろしくお願いたします。番号13号について説明いたします。譲受人は、駐車場や事務所を探していたところ、譲渡人が県外で農地の管理に苦慮していたので、売買の契約にいたりました。特に問題はありません。ご審議よろしくお願いたします。番号14号について説明いたします。譲受人は、分譲住宅用地を探していました。譲渡人らは、農地の管理に苦慮していたので、今回の契約にいたりました。水利組合や周辺農地にも許可を得ていますので、何の問題もないと思われます。ご審議よろしくお願いたします。

18 番 番号15号について説明いたします。譲受人は、社員寮を建設出来る農地を探していました。譲渡人は、農地の管理に苦慮していて、今回の売買契約にいたりました。特に問題はありません。ご審議よろしくお願いたします。

20 番 番号18号について説明いたします。貸人と借人は親族です。貸人が事務所と物置を建てるための農地を探していて、今回契約にいたりました。特に問題はありません。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 それでは、他にご質問もないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議事参与案件以外をお諮りいたします。ご異議ありませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の議事参与案件以外、18件については適当と認め、許可相当をもって県に進達することと決定いたします。次に進ませていただきます。21ページをお開きください。議案第6号「非農地証明願いの件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第6号「非農地証明願いの件について」の説明をさせていただきます。

[議案第6号 番号1号から番号4号を朗読]

本件につきましては、非農地証明証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号1号、番号4号は「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作または養畜の事業のための農業経営施設の用に供する場合」に該当すると判断されます。番号2号は、昭和25年から宅地として供されており、「農地法施行前から引き続き非農地であったもの」に該当すると判断されます。番号3号は、「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全または利用の増進のために必要な農業用施設の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。

7 番 番号1号について説明します。申請農地は、昭和52年から農業用倉庫として使用しています。現在も宅地として使用しているので、非農地で問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。番号2号について説明します。申請農地は農地法施行前より宅地として使用しています。現況も宅地であることから、非農地で問題ないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

9 番 番号3号について説明します。申請農地は、農業用通路として現在も使用しています。問題ないと思われま。ご審議よろしく申し上げます

10 番 番号4号について説明します。申請農地は、平成3年より農業用倉庫として、使用されています。非農地で問題ないと思われま。ご審議よろしく申し上げます

議 長 担当委員からの説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようでございますので、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号4号をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地証明願いの件について」番号1号から番号4号の4件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地証明書を交付することと決定いたします。それでは次に進ませていただきます。22ページをお開きください。議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づきまして農業委員会での決定が求められています。ご審議をお願いいたします。今月は議案書の22ページから51ページまでです。基盤強化法による貸借は50件、農地中間管理事業による一括方式での貸付に関して3件、合計53件となっております。以上、所有権移転並びに利用権の設定53件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります。全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するという、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょうか、質問ございませんか。

一 同 [なしの声あり]

議 長 ないようですので、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。

一 同 [異議なしの声あり]

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農用地利用集積計画の件について」は53件すべて適当と認め、原案のとおり決定といたします。本日上程しておりました議案の審議は以上です。では、その他の件について、事務局から説明を求めます。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

1. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について（通知）

2. その他

(1) 3月定例総会について

日 時 令和4年3月22日（火）午後1時30分
場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30～16:00】

相談日	開催場所	相談委員	
3月7日（月）	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	高瀬町：石井 宏昭	高瀬町：宮崎 和代
		山本町：白川 智樹	財田町：堀江 博

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____

(3) 今後の予定

月 日	行事名等	開催場所
3月22日（火） 午後1時15分～	集合写真撮影	三豊市危機管理センター2階 201・202会議室

(4) 配布物

- ・令和3年 三豊市賃借料情報

(5) 提出依頼

- ・農業委員会活動記録簿（下期分の活動記録を記載のうえ）
提出期限 令和4年2月25日（金）までに農業委員会事務局へ

閉 会 【 午後 3時30分 】